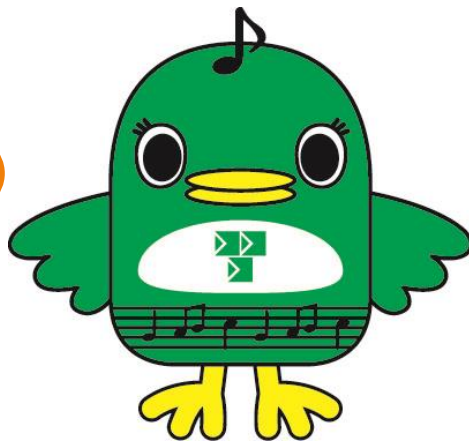


審議（１）

# 出産育児一時金の 改定について



令和 3 年 1 0 月 7 日  
協働経済部 国保年金課

## ○出産育児一時金について

### 出産育児一時金

健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される

### 出産育児一時金の支給額

出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定

### 現在

産科医療補償制度対象分娩の場合

40.4万円      + 1.6万円      =      42万円

# ○出産育児一時金の改定経過

平成21年 1月

35万円

→

総額38万円  
35万円+3万円

産科医療補償制度の導入

掛金相当額を加算措置を創設（+3万円）

平成21年10月

35万円+3万円

→

総額42万円  
39万円+3万円

平成27年 1月

39万円+3万円

→

総額42万円  
40.4万円+1.6万円

令和 4年 1月

40.4万円+1.6万円

→

総額42万円  
40.8万円+1.2万円  
総額42万円を維持。

# ○産科医療補償制度について

## 産科医療補償制度創設の目的

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環

- ①重度脳性麻痺への補償
- ②原因分析、再発防止
- ③紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上

## 補償対象、内容

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺

身体障害者手帳1・2級相当などの要件あり

1件あたり3,000万円

(一時金600万円、分割金120万円×20年)

**掛金** (現行) 1.6万円 → (改定後) 1.2万円

＝出産育児一時金のうち「掛金分」

# ○産科医療補償制度の見直し

## 産科医療補償制度の収支状況

(例) 平成26年 保険料収入 約312億円  
 補償金 約96億円  
 ※満5歳まで申請可能

## 平成21～26年の実績等から必要額を見込

		現行	改定後
1分娩 あたり	保険料	2.4万円	2.2万円
	剰余金充当	0.8万円	1.0万円
<b>掛金</b>		<b>1.6万円</b>	<b>1.2万円</b>

令和4年1月から

# ○出産育児一時金の見直し

## 社会保障制度審議会医療保険部会で議論

出産費用は年々増加している。

全国の平均的な出産費用 約46.0万円（令和元年度）  
（室料差額などの医療外費用、産科医療補償制度掛金除く）

増加要因は明らかでなく、透明性の確保が必要。



少子化対策としての重要性を考慮。

総額42万円を維持し、本体部分を引き上げ。

	現行	改定後
出産費本体部分	40.4万円	40.8万円
産科医療補償制度掛金分	1.6万円	1.2万円
出産育児一時金総額	42万円	42万円

令和4年1月から

# ○条例改正案

現行	改正後
<p>(出産育児一時金)            第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<b>404,000円</b>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)            第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<b>408,000円</b>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>

## (参考) 国民健康保険規則改正案

現行	改正後
<p>(出産育児一時金の加算)            第26条の2 条例第6条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<b>16,000円</b>を加算する。</p>	<p>(出産育児一時金の加算)            第26条の2 条例第6条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<b>12,000円</b>を加算する。</p>

令和4年1月から

審議（１）

# 出産育児一時金の 改定について

